

上富良野町固定資産評価審査委員会会議録

日時 令和7年4月9日（水）午後1時30分から午後2時

場所 上富良野町役場 第2会議室

出席者

委員 村 岡 昌 仁

委員 新 屋 雅 己

委員 高 橋 友 美

町長 齊 藤 繁 （辞令交付、あいさつ後退席）

事務局

町民生活課長 安 川 伸 治

町民生活課税務班主幹 宮 下 次 美

町民生活課税務班主任 徳 道 杏可伶

会議の内容要旨

- 1 開会
- 2 辞令交付
- 3 町長あいさつ

4 議題

- ・上富良野町固定資産評価審査委員会委員長の選任について

新屋委員：

村岡委員を推薦します。

事務局：

村岡委員から承諾する発言がありましたので、村岡委員に委員長をお願いします。

- ・上富良野町固定資産評価審査委員会職務代理者の指定について

高橋委員：

新屋委員を推薦します。

事務局：

新屋委員から承諾する発言がありましたので、新屋委員を指定したいと思います。

5 報告

- ・令和6年度固定資産評価の審査申出について

事務局：

審査申出の根拠条文は、地方税法第 432 条となっており、昨年度の審査申出は 0 件でした。

上富良野町では、固定資産台帳登録の公示は 4 月 1 日、納税通知書は 5 月 10 日に発送、5 月 13 日に到着したことが想定され、その翌日から起算すると納税通知書の交付を受けた日後 3 月目が 8 月 12 日で、この日が審査申出期限となります。

- ・令和 6 年度固定資産に関する課税状況等について

事務局：

固定資産税の課税対象は土地、家屋、償却資産となっており、課税客体は土地 22,200 筆、家屋 6,435 棟です。

納税義務者は、土地 2,910 人、家屋 3,352 人、償却資産 259 人です。

土地、家屋は 3 年ごとに評価替えがあり、今回は令和 9 年度を予定しています。

税率は市町村の条例で定めることとされており、1.4%としています。1.4%と異なる税率を設定している市町村もあります。

課税標準額が土地 30 万円、家屋 20 万円、償却資産 150 万円に満たない場合は課税されず、納税通知書を送達していません。

税収は令和 6 年度決算額で、3 億 9,809 万円でした。

6 その他

村岡委員：

固定資産税が徴収されない例はあるのでしょうか。

事務局：

調査を尽くしても相続人がいないなどの理由で徴収できない場合は、滞納処分の執行停止を行います。この後も徴収の見込みが立たず、処分から 3 年が経った場合、不能欠損として調定額から消滅させる処理をしています。

村岡委員：

相続人がいない不動産はどのような扱いとなるのでしょうか。

事務局：

相続財産管理人を選任し、売却することとなります。売却で得られる額が滞納処分額を超えない場合は、都度判断となります。

新屋委員：

昨今公示地価が上昇している地点があると報道されていますが、どのような内容なのでしょうか。

事務局：

不動産鑑定士による鑑定評価により地価が決定し、発表されています。都心部や報道にあるような土地以外は横ばい、下落傾向となっています。土地の固定資産税は、地価公示価格も活用していますので、地価公示価格が上昇すれば固定資産税額も上昇することとなります。